

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和2023年9月22日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市西成区花園南一丁目4番4号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 代表取締役社長 今井 康博 電話番号：06-6657-3608					
主たる業種	各種商品小売業	細分類番号	5 6 1 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	令和2～4年度を基準に、令和5～7年度の平均で温室効果ガス排出量を5%目標に削減する。						
計画を推進するための体制	エイチ・ツー・オー リテイリンググループサステナビリティ経営推進委員会の方向性のもとに当社サステナビリティ事業推進部が令和元年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,204.5 トン	6,154.7 トン	6,057.7 トン	5,993.9 トン	-15.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,533.6 トン	5,594.5 トン	5,462.2 トン	4,897.2 トン	-29.4 パーセント	
	目標の根拠	グループKPIから逆算し（グループ数値の8割は百貨店1.5割が食品スーパー）、残りの数十社で0.5割を以て目指すが、当社設備投資枠を考慮のうえ、地道な取組と合わせて、現実より少し高めに設定。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	商業施設	事業活動に伴う排出の量 (売場面積×1/1000)	70.56	60.28	59.33	58.71	-15.76 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	空調にかかる電力量が一番割合が高いため					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		37 パーセント	50 パーセント	50 パーセント	50 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	設備更新、節電取組の徹底					
	令和6年度	設備更新、節電取組の徹底					
	令和7年度	設備更新、節電取組の徹底					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤規程により公共交通機関で通勤することを基本としている					
	上記の措置を採用する理由	従業員の安全、効率、環境への配慮					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・脱炭素を含む環境啓発イベントの館内開催を積極的に実施。						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所（SC大久保）を2022年度末に閉鎖。 ・令和5年度に560.2トン、令和6年度に595.5トン、令和7年度に1096.7トン使用する。 						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。

